

浜田医療センター院内保育所規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター（以下「当センター」という。）において乳幼児の保育を行うために設置する院内保育所について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の院内保育所の名称はおおぞら保育園（以下「本園」という。）と称し、当センター内に設置する。

(運営)

第3条 本園は独立行政法人国立病院機構浜田医療センター院長（以下「院長」という。）が設置し、その運営については、当センターと保育所運営委託契約を締結した保育所運営受託者（以下「運営受託者」という。）がこれを行う。

(入園資格)

第4条 入園資格は、原則として浜田医療センターに勤務する職員の家族で、生後8週間から就学時までの乳幼児とする。但し、特別な事情により院長が認めた場合は、病院職員以外の乳幼児も入園させることができる。

(定員)

第5条 保育児の定数は原則として42名とする。

(入園申込)

第6条 本園での保育を希望する保護者は、原則として入園しようとする日の1ヶ月前までに、別紙様式1の「入園申込書」とあわせ母子手帳（写）、健康保険証（写）、医師による入園児の健康診断書（以下「入園申込関係書類」という。）を院長に提出しなければならない。

(入園許可)

第7条 院長は、前条の申込があった場合において入園を許可したときは、別紙様式2の「入園許可書」を保護者に交付するものとする。

2 院長は、前項により入園を許可した場合は、前条に規定する入園申込関係書類及び前項の入園許可書（写）を、第3条に規定する運営受託者へ、速やかに送付するものとする。

(退園)

第8条 退園を希望する保護者は、原則として退園日の1ヶ月前までに、別紙様式3の「退園届」を院長に提出しなければならない。

2 前項において、1ヶ月前までに「退園届」の提出がない場合の退園については、保護者は翌月の保育料の半額を納付しなければならない。

3 院長は、保護者又は園児が次の各号の一に該当する場合は、保護者に対して退園を命じることができる。

一 保育料、その他の費用を3ヶ月以上滞納した場合

- 二 運営受託者において、園児の心身に重大な欠陥が生じる等、集団保育が適さないと判断した場合。
 - 三 本規則若しくは運営受託者が別途定める規則等に従わない場合又は意図的に妨害し、本園に不利益をもたらした場合。
 - 四 やむを得ない事情により本園を廃止する場合。
- 4 前三項については、前条第2項を準用する。

(保護者の意志による休園)

- 第9条 1ヶ月以上の休園を希望する保護者は、休園しようとする日の1ヶ月前までに、別紙様式4の「休園届」を院長に提出しなければならない。
- 2 前項については、第7条第2項を準用する。

(休園日)

- 第10条 本園の休園日は、次のとおりとする。
- 一 日曜日(第二、第四以外)、祝日
 - 二 年末年始(12月29日～1月3日)
- 2 前項の規定に関わらず、日曜日(第二、第四以外)及び祝日については、保育を希望する保護者がある場合は、開園することができる。

(臨時休園)

- 第11条 前条によるもののほか、本園は、地震、台風、大雪等による交通機関に乱れが生じた場合や警報が発せられた場合又は災害が予想される場合は、臨時に休園することができる。
- 2 前項の警報が発せられた場合で警報が解除された場合は、状況により開園することができる。

(開園時間)

- 第12条 本園の開園時間は、次のとおりとする。
- | | |
|--------------|--------------------|
| 一 月～土曜日 | 7時45分～18時30分 |
| | (但し土曜日は勤務者等で希望者のみ) |
| 延長保育 | 18時30分～21時00分 |
| 二 日曜日(第二・第四) | 7時45分～18時30分 |
| 延長保育 | 18時30分～21時00分 |
| 三 夜間保育(金曜日) | 20時00分～9時00分 |
- 2 前項の開所時間については、勤務者等で申込みがない場合は実施しない。

(夜間保育)

- 第13条 本園での夜間保育の利用開始を希望する保護者は、別紙様式5の「夜間保育申込書」を院長に提出しなければならない。
- 2 夜間保育を利用する保護者は、前項の「夜間保育申込書」を提出した上で、利用する月ごとの前月25日までに別紙様式6の「夜間保育利用申請書」を院長に提出しなければならない。

(保育料等)

- 第14条 本園の保育料等は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

令和4年4月1日一部改正

別紙様式1

浜田医療センター院内保育所「おおぞら保育園」入園申込書

入園児氏名 _____

生年月日 _____年 月 日 (満 歳)

おおぞら保育園に _____年 月 日に入園したいので、関係書類を添えて
申し込めます。

なお、入園後は保育園の規則等に同意し、これを遵守することを誓約します。

また、保育料等の納付については、(口座振込・口座引落)とします。

_____年 月 日

浜田医療センター院長 殿

住 所 〒

保護者氏名 _____ 印
電話番号 _____

殿

入園許可書

年 月 日に申し込みのあった入園については、浜田医療センター院内保育所規則第 7 条に則り、令和 年 月 日からの入園を許可します。

令和 年 月 日

浜田医療センター院長

浜田医療センター院長 殿

退 園 届

浜田医療センター院内保育所規則第8条に則り、令和 年 月 日をもって退園します。

届出日 年 月 日

現住所	〒 電話 — —
園児氏名	(フリガナ) 年 月 日生年齢：
保護者氏名	(フリガナ) 印
退園理由 (該当の□に チェックして ください。)	<input type="checkbox"/> 退園年齢に達したため。 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園に入園のため。 <input type="checkbox"/> 転居のため。 <input type="checkbox"/> その他 ()
新住所 (転居のときは 記入をお願い します。)	〒 電話 — —

受付日 年 月 日

浜田医療センター院長 殿

休 園 届

浜田医療センター院内保育所規則第9条に則り、令和 年 月 日をもって休園します。

届出日 年 月 日

園児氏名	(フリガナ) 年 月 日生年齢：
保護者氏名	(フリガナ) 印
休園期間	年 月 日 () より 年 月 日 ()
再登園予定日	年 月 日 ()
休園理由	
現住所	〒 電話 — — 携帯 — —
通信欄	
備考	

受付日 年 月 日

浜田医療センター院長 殿

夜間保育申込書

届出日 年 月 日

園児氏名	(才)
保護者氏名	
緊急連絡先	①
	②
連絡事項	

- ※ご利用の際は必ず前月 25 日までに「夜間保育利用申請書」を提出してください。
- ※緊急連絡先には、夜間保育当日の緊急時の際に連絡させていただきます。
- ※利用 1 回当たり 1, 5 0 0 円が保育料に加算されます。

保護者印	園長印

浜田医療センター院長 殿

夜間保育利用申請書

園 児		保 護 者		提 出 日	令和 年 月 日
--------	--	-------------	--	-------------	----------

利用日	保護者 勤務時間	登園時間・降園時間	保育士サイン	保育士サイン
/	～	～		
/	～	～		
/	～	～		
/	～	～		
/	～	～		
/	～	～		

※利用1回当たり1,500円が保育料に加算されます。

浜田医療センター おおぞら保育園

保育料等について

浜田医療センター院内保育所規則第14条に定める保育料等については、以下のとおりとする。

1. 保育料

- (1) 保育料金表に従って計算する
- (2) 1父兄の児童を2人以上保育している場合、2人目から（年齢が上の子から）2割引きする。
- (3) 1日保育料で算定する場合の1ヶ月の最高限度額はそれぞれ該当する区分の月額までとする。

【保育料金表】

区 分	料 金	
職員の保育児	0歳児	26,000円
	1歳児	25,000円
	2～3歳児	24,000円
	4歳児以上	23,000円
職員外の保育児	0歳児	32,000円
	1歳児	31,000円
	2～3歳児	30,000円
	4歳児以上	29,000円
その他 (一次預かり)	1日保育料(0～3歳児)	3,000円
	1日幼稚園児(4歳児以上)	2,000円
夜間保育	1回あたり(保育料に加算)	1,500円

*区分は、毎年4月1日現在の満年齢を適用する。

- (4) 当園在籍期間が1月(1日～末日)に満たない場合は、日割り計算とする。
なお、金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。
例：在籍日数÷当該月の暦日数（左の計算には、休園日を含む。）
- (5) 休園中における一時的な保育料については、上記【保育料金表】その他欄の金額とする。但し、前記(3)の額を超える場合は、上記【保育料金表】のそれぞれ該当する区分の月額とする。

2. 教材費

- (1) 月額100円とする。
- (2) 0歳児・一次預かりの場合は徴収しない。
- (3) 保育料金を日割り計算した場合は徴収しない。

3. 夏期の冷房費

- (1) 冷房費はクーラー使用期間中(7～9月)児童1人当たり月額200円とする。
- (2) 保育料金を日割り計算した場合は徴収しない。

4. 暖房費

- (1) 暖房費は使用期間中(11月～4月)児童1人当たり月額400円とする。
- (2) 保育料金を日割り計算した場合は徴収しない。

5. その他

1日保育等の受入れについては、収容定数の範囲内で、かつ保育士等の業務能力を考慮して可能な場合に行うものとする。